

岩手県告示第621号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項又は第6項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

令和4年11月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社ケアサポート岩手さくら会	盛岡市松園一丁目12番1号	さくら会一関 訪問介護事業所きらら	一関市山目字泥田16番地1	令和4年6月30日

2 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
SOMPOケア株式会社	東京都品川区東品川四丁目12番8号	SOMPOケア釜石平田 デイサービス	釜石市大字平田第1地割1番地31	令和4年7月31日

3 介護予防・日常生活支援

介護予防・日常生活支援事業者		介護予防・日常生活支援事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
SOMPOケア株式会社	東京都品川区東品川四丁目12番8号	SOMPOケア釜石平田 デイサービス	釜石市大字平田第1地割1番地31	令和4年7月31日